

(別表2)
安中地区分譲地

(平成30年5月30日現在)

分譲 番号	所在地	敷地面積		分譲価格 ①×② (円)	単 価	
		① m ²	坪		② m ² 単価 (円)	坪単価(円)
1	南安德町 丁4568	432.90	130.95	5,627,700	13,000	42,975
2	南安德町 丁4582	543.02	164.26	7,493,676	13,800	45,620
3	南安德町 丁4614	347.60	105.15	5,387,800	15,500	51,239
4	南安德町 丁4627	451.81	136.67	6,777,150	15,000	49,587
5	中安德町 丁4197	165.02	49.92	2,590,814	15,700	51,899
6	中安德町 丁4245-1	266.37	80.58	4,075,461	15,300	50,576
7	中安德町 丁4181	789.95	238.96	10,111,360	12,800	42,314
8	中安德町 丁4329	325.65	98.51	3,907,800	12,000	39,669
9	中安德町 丁4405	351.15	106.22	5,197,020	14,800	48,926
10-1	南安德町 丁4417-1	331.98	100.42	4,448,532	13,400	44,299
10-2	南安德町 丁4417-2	386.79	117.00	5,182,986	13,400	44,299
11	中安德町 丁4387	195.33	59.09	3,027,615	15,500	51,237
12	中安德町 丁4384	219.05	66.26	3,439,085	15,700	51,902
13	南安德町 丁4690	250.95	75.91	2,281,135	9,090	30,050
合 計		5,057.57	1,529.90	69,548,134		

※敷地面積は、地籍調査による実測面積。

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

①市有地分譲地売却促進奨励金

市有地売却代の10%（千円未満切捨）が上限です。（法人でも対象です。）

②定住促進(新築)奨励金

ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、3年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限とします。

- ・ご本人が負担された住居建築契約額の10%（千円未満切捨）
- ・50万円（市内事業者施工の場合）又は30万円（市外事業者施工の場合）

③定住促進(若年世帯移住)奨励金

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、県外から市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者及び小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代（1万円未満切捨）を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から最長9年間補助します。

（仁田住宅団地1区画、安中地区1区画。該当者が複数の場合は抽選）

☆①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります。

ただし、各奨励金は税の申告が必要です。

奨励金の
イメージ



① 土地代



① ③